

# 体育・スポーツの学習権に関する研究 (IV)

## — スポーツの知的探求の自由と権利 —

辻田 宏

(人文学部保健体育教室)

# A Study on the Right to Learn in Physical Activity and Sport (IV)

## — The Freedom and the Right of an intellectual Inquiry into Sports —

Hiroshi TSUJITA

*Laboratory of Health and Physical Education, Faculty of Humanities*

### <目次>

1. はじめに
2. 人間の知的探求の自由と権利
  - (1) 人間の「探求心」「学習意欲」「知力」
  - (2) 人間の知的探求
  - (3) 知的探求の自由と権利
3. スポーツの知的探求の自由と権利
  - (1) スポーツを科学する自由と権利
  - (2) スポーツの知的自治の自由と権利
  - (3) スポーツ政策立案への権利
4. スポーツの知的探求の自由と権利の法的根拠
5. おわりに

### 1. はじめに

体育・スポーツの学習権の権利性は、人間の学習の本質が自由な能動的で創造的な知的探求にあるという点で、知的探求を中核とした自由権性をその基礎にしているのではないかと述べたが<sup>1)</sup>、なお、体育・スポーツの学習権の権利内容とその権利性をより具体的に明らかにするという課題が残された。

本研究では、体育・スポーツの学習権の中心的な内容を「スポーツの知的探求の自由と権利」としてとらえ、その自由と権利の具体的な内容と法的根拠を明らかにする試みを通して、その課題に迫るものとする。

そこでまず、「知的探求」の概念と内容を類似的な概念の検討を通して明らかにし、人間の知的探求の自由と権利の諸相と諸内容を究明してみたい。そしてそのうえで、「スポーツの知的探求の自由と権利」の諸内容を人間のスポーツ活動に即してより具体的に検討・整理して、それらの法的根拠づけと構造化を試みることにする。またそこでは、「スポーツの知的探求の自由と権利」と「スポーツ権」の権利性と法的根拠づけの相違についてもふれてみたい。なお、法的根拠づけにおいては、本来であれば、教育基本法や社会教育法も必要なのであるが、本研究においては憲法条項に限るものとする。

## 2. 人間の知的探求の自由と権利

### (1) 人間の「探求心」「学習意欲」「知力」

堀尾は、「人間は、人間的環境のもとで、文化との接触のなかで、学習を通して発達する」ものであり、「学習とは本来、人間にとって基本的な探求的活動そのもの」<sup>2)</sup>であるとし、また子供における学習を例にしながら、「学習は創造力を媒介とする創造の過程である」<sup>3)</sup>とも述べている。この指摘を待つまでもなく、人間は、自然や社会や文化との相互作用の中で、そこでの学習活動を通して成長・発達し、それらを支配・統治する諸能力を身につけていくのであるが、ここでの指摘で肝要なことは、探求的ということであり、その言葉には人間(主体)の側の能動性、創造性が学習においては決定的に重要であるという意味合いが含まれていると理解しなければならない。

そこで、探求的活動としての学習、すなわち人間の「知的探求」の意味を人間の能力という視点から、類似的な表現や概念の検討を通して、少し掘り下げて考えてみたい。

まず、「探求心」という言葉があるが、坂野は、「探求心にはさまざまな水準がある。そのもっとも基本的なものが探求反射である」<sup>4)</sup>とし、パブロフの叙述を引用しながら、その探求反射は「生まれつき備わった反射としての無条件反射に属するものと、生後生活のなかでの経験を通して生じた条件反射に属するものとに区別できるが、変化する環境に適應するために必要なものは、いうまでもなく条件反射による探求反射である」<sup>5)</sup>と説明する。これは、人間には生来的に探求的性質が備わっていることと、その性質は「生活のなかでしだいに変化し複雑なものになっていく」<sup>6)</sup>ものであることを示している。そして人間は、この探求反射を基礎としながら、探求心を低次なものからより高次なものへと変化・成長させていくのである。いうなれば、人間の探求心はその成長と発達にともなって生物学的・生理学的なものから、心理的・意識的なものへ、さらには科学的・芸術的なものへとより高次なものとなっていくといえる。

そして坂野はさらに、言語的・非言語的な探求活動の区別と関連、男女差の問題などの点について言及しているが、人間の探求心の特徴は、他の動物と比べてそれが最も人間的であるという意味において、未来志向的なものであるとする。すなわち、未来予測的、意識的な探求活動に人間の探求心の本質をみるのである<sup>7)</sup>。また、ヴィゴツキーの発達の最近接領域の理論に学びながら、探求心の発達においては(特に子供にとっては)、一段階より上の探求活動が可能となるような条件づくりをしてやるのが重要であること<sup>8)</sup>、探求活動が創造的であろうとすればするほど「無駄」や「余裕」が必要であること<sup>9)</sup>などを指摘している。創造的な探求活動においては、情報・刺激や課題が多ければ多いほどよいというものではなく、適正な量や質が用意されるべきなのである。教え込みや詰め込みがよくないといわれる所以である。

さて次に、「探求心」と同じようなことを意味する「学習意欲」について検討してみたいが、坂野は、これについて次のように述べている。

『『学習の意欲』とは何か。それは『学習したいと思う気持』を意味しているが、『学習の意志』つまり『学習をやりとげようとする心』とは微妙に違っている。学習の意欲という場合には、自然的な欲求や高次の欲求と関係した目的追求の行動—広い意味での意志—を指している。他方『学習の意志』という場合には、欲求のなかでもとくに高次のものを取りあげ、意識的で計画的な、または自発的自由選択的な行動—狭い意味での意志—を指している。簡単にいえば、意欲とは意志プラス欲求である」<sup>10)</sup>と。意欲と意志の区別はそれとして、学習意欲は探求心と同様に、低次の自然的な欲求から意識的、自発的な高次の欲求・意志までも含むものであることがいえる。また意欲と欲求の関係については、「欲求には、食物とか道具とかというような、物にたいする欲求(対象的欲求)と、遊びとか学習とかといった活動自体にたいする欲求(機能的欲求)とがある」<sup>11)</sup>とする。そして、学習意欲は、「学ぶこと自体、そのなかで獲得される知識、未知への領域への興味といったと

ころに」本来起因すべきで、学習あるいはそこにおける課題解決それ自体のなかに、動機づけがあるように(内発的動機づけ)条件づけられることが望ましいと指摘する<sup>12)</sup>。

波多野と稲垣は、これまで検討してきたような「探求心」や「学習意欲」に近い人間の能力を「知力」という概念を用いて説明している<sup>13)</sup>。それによると、知能と意欲は密接に結びついているとして、知的意欲を重視する立場から知能と意欲を総合的にとらえることの重要性を指摘し、広い範囲に応用しうる問題解決の手順＝知能と知的意欲とが統一されたものを「知力」ととらえている。そして、その知的意欲や「知力」の発達において留意すべき重要な事柄をいくつか言及している。

まずその一つは、「思考などの知的活動をひきだし、ひいては知力を高めることになる経験は、決して事物や与えられた『問題』とのかかわりのなかのみにあるのではない。他の人々とのやりとりもまた、こうした機会を提供する」<sup>14)</sup>と述べているように、それらの発達には、対人的・集団的な相互作用が重要であるということ。二つには、特に年長の子供、青年、大人の場合、「その問題の解決が社会的に有用な効果をもたらすとか、獲得される能力が社会的に有用性を持つ」<sup>15)</sup>とき、その知的活動は活発になり、能力は伸びていくとするが、見方を変えれば、人間の個々の知的活動は、文化や科学、ひいては社会の発展につながっているという側面を常に持っているということ。三つには、「何が意味があり、どういう問いが考えるに値するかは、それぞれの文化のなかで少しずつちがっている。その文化のなかで意味をもつ問題、つまり、文化的に関連性、適切さをもつ問題でないと、人々の力が十分に発揮できない」<sup>16)</sup>といわれるように、その知的活動が行なわれている社会や文化、あるいは知的対象の文化性にたいする洞察が必要であるということ。四つには、個性に見合った活動(指導)が重要であるということ<sup>17)</sup>。それは、課題の適切さという意味だけでなく、知的活動が「個々の学習者の発達していく権利を拡大し、その潜在的可能性をひきだすという意

味での自己実現化を助ける形で行なわなければならない」<sup>18)</sup>こと意味しており、「自己選択の能力」を高めることに通じるものである。

## (2) 人間の知的探求

前節において、「探求心」、「学習意欲」、「知力」の検討を通して人間の「知的探求」への接近を試みてみたわけであるが、ここでは、その検討を踏まえて「知的探求」とは何かを改めて明らかにし整理したい。

まず第一にいえることは、それは生得的・生物学的な欲求や反射を基礎にしており、発達にともないより高次のものへと発達・発展していくものだということである。そしてその発達のためには、何らかの手助け(教育的働きかけ)が必要であること、その際に留意すべきことは、①学習者に「無駄」や「余裕」を保障すること、②集団的・組織的な相互作用の機会を保障すること、③個性に見合った活動を保障によって個々の学習者の発達(自己実現)及び自己選択の機会と余地を保障すること、④対象の文化性、文化的背景を考慮することなどである。なかでも重要なことは、集団的・組織的な活動の保障である。なぜならば、その相互作用が知的探求を促進・援助するというだけでなく、集団的・組織的でなければ成立しない知的探求活動が存在するからである。

第二に、人間の能力における知的探求の本質的側面は、それが、未来志向(予測)的・意識的・計画的なものであるということである。だからこそ人間は、問題解決のための手順や方法を考案すること、仮説を立てて実験したりすることが可能なのであり、また希望や夢を持つこともあれば、絶望することもあるのである。

第三に、知的探求は本来内発的な動機にもとづくそれ自体に歓びを見いだすような自発的活動であり、それは、真理と真実の追求と発見の歓びにも通じるものであり、学習者の自己実現や人間的な歓び＝幸福追求の活動であるということがいえる。

第四に、個々の人間の知的探求は、その社会の文化や科学、ひいてはその社会全体の発展に

つながっているという側面を常に有しているということがいえる。その意味で、個々の人間的喜び・幸福は、自己のためにあるだけでなく、万人の、社会全体の幸福につながっているものだという関係認識と理解が必要になってくる。

### (3) 知的探求の自由と権利

さて、前節で検討したような人間の知的探求の諸相、諸内容は、人間のどのような自由と権利としてとらえることができるのであろうか。あるいは、どのような自由や権利と関連づけられるのであろうか。

まず、知的探求の自由は、その自由が人間の本性的な欲求に根ざしているという点から、人間が生来的に有している誰にも奪うことができない自然権としての自由権として捉えられなければならない。

次に知的探求は、人間として成長・発達していくための学習という側面を強く持っているために、その自由と権利は発達権、教育を受ける権利＝学習権としてとらえられるであろう。そして、とりわけ発達の未熟な子供にあっては、知的探求を「驚きと喜びを伴う発見の過程」として組織し、「発見の驚きをつぎの探求へ向けて励まし、その選択に方向づけを与える」<sup>19)</sup>(堀尾)ように援助してくれる存在(教師や親)や働きかけ(教育)が不可欠である。

また、知的探求の自由と権利は、真理と真実を「知る権利」として捉えられなければならないであろう。真実を「知る権利」は、「『国民の知る権利』とは、政府に、政治的公的な情報を国民に知らせる義務を負わせ、マスコミに、積極的にその情報に近づき国民に必要な情報を正確に報道する責任を負わせるものといえることができる」<sup>20)</sup>といわれるように、その性格はたぶん社会的・政治的であるが、というより、そこに「知る権利」の核心が見いだせるのであるが、それだけでなく「個人の人格の発展と自己実現を可能にするための個人権」<sup>21)</sup>としても把握される。また、「学問の自由は、もはや大学人の特権ではない、それはなによりも国民ひとりひとりの知的探求の自由、真実を知る権利・

学習の権利の系としてとらえられるべきものである」<sup>22)</sup>と指摘されるように、知的探求としての真理を追求しそれを知る権利は、「国民の学問の自由」そのものであるともいえる。

また、知的探求が時として集团的・組織的であり、またそうでなければ成立しないものもあるという点から、その集団・組織の自由と権利を保障することが重要となる。それは、憲法的にいえば、集会・結社の自由としてとらえられるものであり、あえていうならば、集団・組織の「知的自治の自由と権利」ということができるであろう。

さらには、これまでのような知的探求の自由と権利を包括しかつそれらの中核的存在としてあるのが、人間としての喜び、幸福追求の自由と権利であろう。それは、知的探求そのものが発見や成就の喜びと感動をともなうものであるということのみならず、知的探求による人間としての諸能力の獲得が人間としての幸福を追求する基礎と基盤を保障することにつながるという点で重要な意味を持っている。また、知的探求の自由は、当然のことながら、近代的人権という意味での自由権の性格を基盤としており、知的探求の過程やその結果において国家的な権力の介入を拒否する権利(国家からの自由)を有していることを確認しておきたい。

そして最後に忘れてはならないことは、今日の市民的な自由と権利がそうであるように、知的探求の自由と権利も、それを保障するための公的・社会的な諸条件の整備・保障＝社会権的な保障がなければ、現実化しない側面を有していることである。

### 3. スポーツにおける知的探求の自由と権利

前章で明らかにしたことを踏まえると、スポーツにおける知的探求の自由と権利は、人間の能動的な本性に根ざした自発的なスポーツ探求活動の自由と権利であり、それはまた、スポーツにおける知的感動や喜びを追求し享受する自由と権利でもある。そのこと前提とした上で、以下のスポーツの知的探求の自由と権利の諸内容

について検討を深めたい。

### (1) スポーツを科学する自由と権利

スポーツの真理を追求しその本質に迫る自由と権利を総じて「スポーツを科学する自由と権利」と表現したい。それは国民の「スポーツを学問する自由」であり、スポーツの文化と科学の成果を享受しそれを発展させていく自由と権利である。それでは、その具体的な中味はなんであろうか。

まず一つには、スポーツの技術の構造や法則の探求であろう。この探求は、スポーツ活動において普遍的な意味を持っている。なぜならば、人はどのような目的のスポーツ活動においても好むと好まずにかかわらず、スポーツの技術を追求し技能的向上を志向しているからである。例えば、町のテニスコートで友人同志が、主観的には全くの遊びで技能の向上など考えもしないでプレー（ゲーム）をしているとしても、どうすれば早く正確なストロークが打てるか、あるいはボレーを決めることができるかを絶えず考えながらプレーをしているわけで、この点ではトップアスリートも同じなのである。ただ、知的探求の本来のあり方からすれば、スポーツ技術は意図的に追求されるべきであろうし、そしてなによりも意図的・計画的に追求するという点において、町のテニスコートに立つ選手もウィンブルドンのテニスコートに立つ選手も同じスポーツを科学する自由と権利を具現化しているのである。

二つには、技能的な習熟や技術認識の追求のための科学的なトレーニングや練習方法の考案と計画化、試合に勝つための戦術・戦略の研究などがある。この典型的な事例が、オリンピックなどの国際大会での競技力向上のために結成されるプロジェクトチームや委員会である。過去には、水泳やマラソンの高地トレーニングの研究と実践などが有名であるが、スポーツの自然科学的側面に関する知的探求ということもできる。また、この知的探求の活動は集团的・組織的に行なわれるのであるから（もちろん個人的になされる場合もある）、その自治的・自立

的なあり方も問題になるであろうが、そのことについては詳しく後述する。

三つには、スポーツの人文・社会科学的な側面についての探求である。この点は、国民のスポーツを科学し学問する自由のなかで最も軽視されその能力としても最も弱点の部分である。それは内容的には、スポーツの歴史や思想、スポーツと政治・国際関係の問題、スポーツ産業やスポーツの商業主義化、プロスポーツを含むスポーツ選手の権利や生活の問題など実にさまざまに難解なもので満ち溢れているが、なかでも国や地方自治体のスポーツ政策・行政に関する探求は、国民（市民）のスポーツ活動の充実にとって重要であろう。また今日、特に話題になり解明や解決が求められていることをいくつか例示すると、プロ野球のフリーエージェント制導入の論議にみられるようなプロスポーツ選手の人権問題、リゾート・ゴルフ場開発における自然・環境破壊と地域住民の問題、スポーツ商業施設の増加とそれにとまなう住民の受益者負担の問題、プロサッカーや野球のゲーム場面における暴力行為や学校のクラブにおける体罰やしごき等、スポーツのフェアプレーと民主主義にかかわる問題などがある。

### (2) スポーツの知的自治の自由と権利

スポーツの知的探求への欲求や要求を基礎として、そしてそれを目標にして結集し編成された集団・組織の自治的な権利を「スポーツの知的自治の自由と権利」と表現したい。その意味からすると、この自由と権利は、知的探求を第一義的とするような集団・組織、たとえば前述した水泳のプロジェクトチームや大学等のスポーツ科学研究機関、スポーツに関する学会などにおいては最もよく保障されなければならないと考えるが、どのようなスポーツ集団・組織にも、この自由と権利は保障されなければならないものである。なぜならば、たとえそのことを第一義的に追求していないような集団・組織でも知的探求の部分と要素を必ず有しているからである。それは、たとえば、先述したテニスの例でもわかるように、プレーすること自体が探求的

であることを必然化しており、学校や大学のクラブではそのことはより必要になるであろうし、プロ・スポーツ集団においても勝利のためには知的探求活動が不可欠であることは言うまでもない。またそのような小さな集団・組織だけでなく、巨大な組織である国際オリンピック委員会や各種国際競技連盟においても、単に大会を開催したり運営したりするだけでなく、どのようにすればオリンピックやスポーツを発展させることができるかを絶えず探求しなければならないはずである。

ところで、この知的自治の自由と権利の内容と核心はなんだろうか。

それは、ひとことでいえば、スポーツの知的探求の集団・組織への国家をはじめとする社会的諸権力の介入の排除・拒否の自由と権利であろう。具体的な例でいうならば、大学・研究機関のスポーツ科学研究の目的、内容や方法について国家や企業などが口を出したり、またその結果を勝手に流用したりするようなことを許さないようなものであり、あらゆる権力的介入からスポーツ集団・組織の知的探求の自発性と創造性、民主的な管理運営を守る自由と権利であるといえる。もちろん、憲法で保障される「集会・結社の自由」に基づくそれらの集団・組織を結成する自由も含まれなければならない。

また最後に指摘しておきたいことは、このスポーツの知的自治の自由と権利は、スポーツ集団・組織に限るものではないということである。すなわち、地域にあっては住民自治として、教育・研究機関においてはいわゆる教育の自治や大学の自治としてその重要な構成要素となるものである。

### (3) スポーツ政策立案への参加の権利

これまでに述べてきたスポーツの知的探求の自由と権利は、現代の人権のほとんどがそうであるように、その権利の充足と実現を果たすための社会権的な内容を有している。すなわち、先述したようなスポーツの知的探求の自由と権利を保障するための社会的諸条件の整備や充実に国家にたいして要求していく権利を内包して

いるのである。換言すれば、スポーツの知的探求を保障する諸政策に参加する権利であり、知的探求ということに即していえば、それらの政策の立案に参加・関与する権利といえる。

それは具体的には、各政党や候補者のスポーツ・教育政策を分析・検討して選挙権を行使することであったり、あるいはさまざまな地域の自治的組織や機能をとおして行政に働きかけたりすることであるが、これは、(1)で検討したようなスポーツの社会科学的・政治的な認識と自治的・統制的な能力の獲得＝スポーツ政策の知的探求と不可分である。その意味で、スポーツ政策に関する知的探求は、スポーツ政策の研究者の学問の自由や立法・行政担当者の立案や計画化としてのみあるのではなく、まさしくそれは、「国民の学習権は、とりわけ市民の学習権として、その主権者としての自覚と、それを裏づける政治的学習を中心にするといつてよい。それは、主権者国民としてのその主体性を支える教養への権利、政治的あるいは公的情報に近づき、それを知る権利を含んでいる」と指摘されるように、国民としてあるいは市民としてのスポーツを学問する自由、スポーツの学習権の中心的内容をなすものである。また同時に、その権利はスポーツ政策・行政に関する情報を公開することを要求する権利でもある。

## 4. スポーツの知的探求の

### 自由と権利の法的根拠

ここでは、憲法条項に限定してスポーツの知的探求の自由と権利の法的根拠づけとその構造化を試みて、スポーツ権との相違を検討してみたい。

ここでまず、拙稿「体育・スポーツの学習権に関する研究(Ⅱ)ースポーツ権の法的根拠とスポーツの本質ー」<sup>23)</sup>でのスポーツ権の権利内容とその法的根拠の構造化の試論を図示してみると図1.のようになるであろう。

図1.について改めて若干の説明をしておくと、スポーツ条項に即して解すれば、スポーツ権の法的根拠の中核を形成するのは、スポーツの自

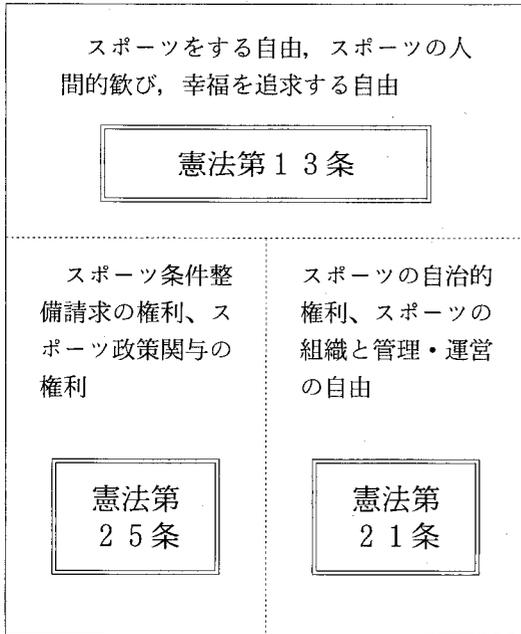


図1. スポーツ権の法的根拠の構造試案

由とその喜びや幸福を追求する自由を保障する第13条であり、そしてそれを支えるかたちでかつ一体不可分のものとして、スポーツの条件整備を請求する権利を保障する第25条とスポーツの自治的権利を保障する第21条が構造化されるのである。

それでは、スポーツの知的探求の自由と権利の法的根拠はどのように構造化されるであろうか。その試案が、図2.である。

図2.について説明すると、スポーツの知的探求の自由は、本来、人間の自発的で創造的な活動であり、それが保障されるためには総体としての人間の自由が保障されていなければならないこと、そしてその自由な自発的で創造的な活動は究極的には人間としての喜びや幸福を追求することであることから、やはり第13条をその中心に据えなければならないと考える。この点でスポーツ権と同様な権利性を有すると解釈することができるであろう。

そして、その自由と権利が保障されるためには、知的探求活動そのものの自由 (= 国民の学問の自由) や真理・真実を知る権利が保障され

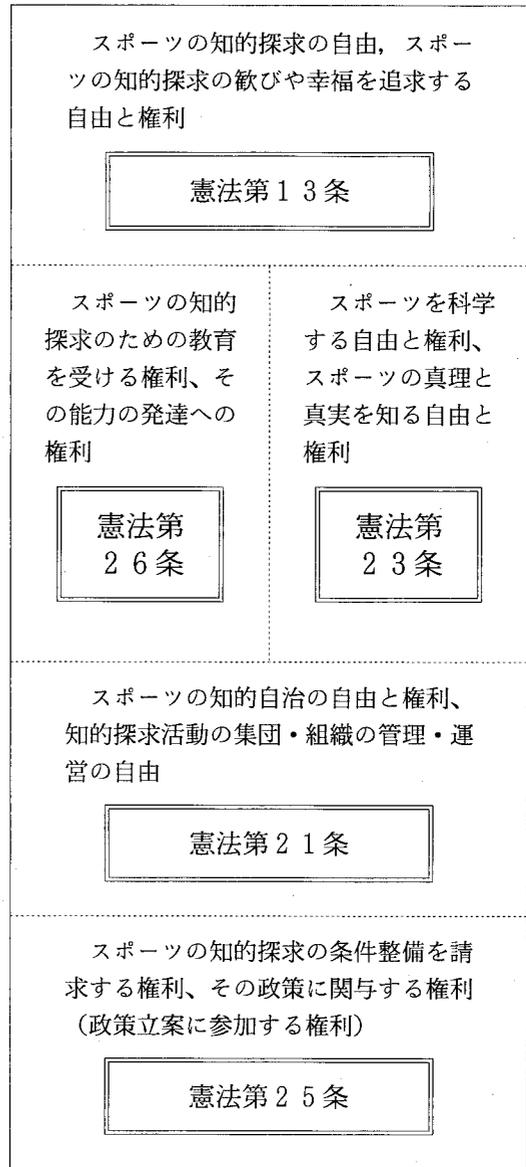


図2. スポーツの知的探求の自由と権利の法的根拠の構造試案

なければならないこと、またそのための諸能力の発達が保障されなければならないことから、それぞれ23条と26条が相互に補完し一体となしながら13条を支えるように構造化されねばならないと考える。

さらにそれらの自由と権利は、知的探求活動をすすめるあらゆるレベルの集団や組織の知的

自治の保障とその社会的諸条件の整備によって実現するものであるから、第21条と第25条が基本的に支えていなければならないであろう。

このようにみえてくると、スポーツ権とスポーツの知的探求の権利(自由)は、自由な自発的で創造的な活動の保障とそれが人間としての喜びや幸福につながるのだという点での共通な自由権性を有しているが、知的探求活動が、まさに知的探求を自覚的・意図的にそして優先的に行なうという点で、スポーツ活動とはその性質を異にしており、その相違を根拠づけにおける第23条と26条の構造化として現わしたつもりである。

## 5. おわりに

いわゆる大学設置基準の大綱化以降、全国の大学で一般体育の必修制度をめぐるの検討がなされている。筆者の勤務する大学においては、すでに体育実技が選択制となることが決定されたが、この間、その件について学生にアンケートをとる機会があった。その際に次のような意見があった。「選択制になれば、やはり履修しない人が出てくると思う。大学はいろいろな勉強をする場所であるが、体にいちばんよいのはやはりスポーツであり、また、気分も楽になって勉強もはかどると思う。そのためにも勉強もよいが、スポーツもまた必要である」。

このように、スポーツを何かの手段としてとらえたり(この場合は、心身のリフレッシュ)、スポーツを勉強や学問と対置して知的探求の対象とみなさない考え方は、どちらかといえば国民の間で一般的なものではないだろうか。この学生の意見は、心身の二元論や労働と遊びの二元論と通じるものがあるが、このような思考の転換のためにも、またこのような思考を形成してきた歴史的・社会的制約を克服するためにも、「スポーツの知的探求」の試みが、体育・スポーツのあらゆる分野とレベルで展開されねばならない。そのことによってのみ、スポーツを真に人間的文化として楽しむことも、またスポーツの文化と科学を発展させることも、さらには学

校体育をより教育的に組織することも可能になるのではないだろうか。

## 引用文献

- 1) 拙稿「体育・スポーツの学習権に関する研究(Ⅲ) - 学校体育と子どもの学習権 -」, 高知大学学術研究報告第41巻社会科学, 1992
- 2) 堀尾輝久, 『人権としての教育』, p. 5, 岩波書店, 1991
- 3) 同上書, p. 6
- 4) 坂野登, 『子どものころを読む』, p. 142, 青木書店, 1988
- 5) 同上書, p. 167
- 6) 同上書, p. 147
- 7) 同上書, pp. 173-178
- 8) 同上書, p. 174
- 9) 同上書, p. 180
- 10) 坂野登, 『脳のはたらきと子どもの教育』, p. 155, 青木書店, 1982
- 11) 同上書, p. 117
- 12) 同上
- 13) 波多野誼余夫・稲垣佳世子, 『知力の発達』, p. 34, 岩波新書, 1982
- 14) 同上書, p. 109
- 15) 同上書, p. 125
- 16) 同上書, p. 130
- 17) 同上書, p. 134
- 18) 同上書, p. 137
- 19) 堀尾輝久, 前掲書, p. 50
- 20) 同上書, p. 26
- 21) 同上
- 22) 同上書, pp. 29-30
- 23) 高知大学学術研究報告第39巻社会科学, 1990

平成5年(1993)9月30日受理

平成5年(1993)12月27日発行